

いじめ問題に関する取り組み指針（平成28年度）

～いじめを許さない学校づくり～

四街道市教育委員会が推進する「命の教育」の3つの柱「思いやる心」の育成・「強い心」の育成・「自尊感情」の育成は、いじめ問題について考え、いじめが起きない集団や学校を作ろうとする意識を高めることにもつながる。その点から、いじめ問題への取り組みは、学校教育の重要課題であるとともに、日頃より、学校教育全体を通して行うものととらえることが大切である。そこで、「いじめ問題に関する取り組み指針」を示し、いじめ問題への対応強化を図り、いじめを許さない学校づくりに全力で努める。

1 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法】

(2) いじめ解消の判断

いじめの解消とは、加害者が、いじめの「行為」が被害者の人権を侵害していることに気づき、被害者の心情を十分に理解し、いじめを止め、被害者にとって安心して学校生活を送れるような人間関係になった状態とする。

2 いじめの問題への基本的対応

(1) 「いじめは絶対に許されない行為である」という意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底すること。

いじめは、重大な人権侵害であり、「どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪い」ということを毅然とした態度で指導すること。いじめは、子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。

(2) いじめられている子どもの立場に立った親身な指導を行うこと。

子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会をとらえて鋭敏に感知するように努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめが発生し得るという危機意識を常に持つことが大切である。

(3) いじめる子どもをださないこと。

いじめの原因を分析すると、「ひがみ」や「ねたみ」に起因することが多い。自分に自信と誇りを持ち、他人の良いところを認められる人間を育成することが、いじめ撲滅への最善策である。

(4) いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。

個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。道徳教育、心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが必要である。

(5) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。

いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担う。いじめの問題の基本的な考え方は、まず家庭が責任を持って教育を徹底する必要がある。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保がいじめ根絶のために必要である。

(6) 学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

いじめの解決に向けて、関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。地域を挙げて子どもたちを教育する取り組みも重要である。そのために地域で協力して子どもたちを見守り、スクールカウンセラーや関係機関と連携を図り、可能な限り多様なネットワークを作らなければならない。

また、学校においては、以下の点についても十分に心得ておかなければならない。

- ① いじめは「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」問題であるにとらえる。
- ② 日頃から、子どもの様子を多角的・多面的な視点で観察し、いじめの前兆を見逃さない。
- ③ 情報を慎重かつ迅速に収集・共有し、組織として対応する。
- ④ 管理職を中心にして、早期に対応の方策を検討する。
- ⑤ 根気強く継続的な対応を心掛ける。
- ⑥ 道徳教育やコミュニケーション活動を重視した教育活動、児童会・生徒会における子どもの主体的な取り組み等の推進。
- ⑦ いじめは犯罪行為にあたる可能性があるとの認識の下、学校と警察との連携強化を図る。